

(広報発表)

平成 2 4 年 9 月 1 1 日

都 市 計 画 局

〔 担 当 : 住 宅 政 策 課 〕
電話 : 2 2 2 - 3 6 6 6

京都市居住支援協議会設立総会の開催について

官民協働で高齢者の住まいと暮らしを応援します！

京都市では、高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境整備を進めるため、不動産関係団体及び福祉関係団体の参画を得て、住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）に基づく「京都市居住支援協議会」を設立することとしています。

この度、設立総会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

同協議会では、官民協働で、住宅と福祉の両面から、一元的な情報提供や相談の体制を整え、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保に取り組みます。

記

1 京都市居住支援協議会設立総会の開催

(1) 日時

平成 2 4 年 9 月 1 3 日（木）午前 1 0 時から

(2) 場所

職員会館かもがわ 2 階 中会議室

京都市中京区土手町通夷川上る末丸町 2 8 4 番地 ※詳細は別添参照

(3) 進行

ア 市長あいさつ

イ 議事

(ア) 会則案について

(イ) 役員の選任について

(ウ) 平成 2 4 年度事業計画案について

(エ) 平成 2 4 年度収支予算案について

(4) 出席予定者

京都市居住支援協議会構成団体代表者等

(裏面の 2 京都市居住支援協議会 (2) 構成団体参照)

(5) 傍聴について

○一般の方

ア 傍聴の受付は、当日の 9 時 3 0 分から 9 時 4 5 分まで、会場受付で行います。

イ 傍聴定員は 5 名とし、先着順とします。

○報道機関関係者の方

報道機関関係者用の席を用意します。

2 京都市居住支援協議会の概要

(1) 協議会設立の背景と目的について

- ・民間賃貸住宅では、家賃滞納や病気等の緊急時の対応への不安を要因として、賃貸人から高齢者の入居を制限されることがあり、高齢者が自力で適切な住宅を確保することが困難となる場合がある。
- ・このため、高齢者であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅の情報提供や高齢者の受入に対する賃貸人側の不安を解消する環境整備が必要である。
- ・そこで、高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センター等の福祉関係団体と不動産関係団体と行政が、居住支援協議会を設立し、住宅確保のために高齢者が必要とする情報や賃貸人の不安解消を図る施策等について、一元的な情報提供や相談の体制を整え、高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できるための仕組みづくりを進めていこうとするものである。

(2) 構成団体

不動産関係団体	公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 社団法人 全日本不動産協会 京都府本部 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 京都府支部 一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会
福祉関係団体	京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会 京都市地域密着型サービス事業所協議会
行政等	京都市（都市計画局住宅政策課，保健福祉局長寿福祉課） 京都市住宅供給公社

(3) 主な活動内容について（予定）

- ア 高齢者が入居できる賃貸住宅及び媒介協力店の情報提供
- イ 高齢者の賃貸住宅等への入居に関する相談会の実施
- ウ 不動産事業者及び賃貸住宅オーナー向けの高齢者の入居の受け入れに関する啓発セミナーの開催
- エ 家賃債務保証制度や見守り等の福祉施策に関する情報提供
- オ 民間住宅活用型セーフティネット整備推進事業（※）の利用促進

（※）居住支援協議会が設立された地域において、高齢者等の入居を条件に、空き家の改修工事に要する費用の一部を補助する国の直接補助事業。

（補助率 1／3，補助限度額 100万円／戸）